

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成26年度 第1回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)	こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課 (内線3442)		
開催日時	平成26年 5月 8日(木) 18時00分～20時00分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	梅野 高明 委員 大崎 淳正 委員 黒田 美智 委員 篠木 満子 委員 高島 進子 委員 中谷 文恵 委員 西尾亜希子 委員 真鍋由美子 委員 山田 学 委員 (五十音順)	
	その他		
	事務局	こども家庭部長 中塚 一司 こども家庭室長 山元 昇 子育て・家庭支援課長 佐藤 陽子 こども・若者政策課長 井口 俊也 同主査 鳥越 永都子 同主事 中村 陵 (指定管理者) 男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 藤森 啓子	
傍聴の可否	可	傍聴者数	5人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由			
会議次第	議題1 川西市男女共同参画条例(仮称)の前文について 議題2 その他 次回審議会の日程調整について		
会議結果	別紙のとおり		

# 審 議 経 過

【事務局】ご案内しておりました時間が参りましたので、「平成26年度第1回川西市男女共同参画審議会」を始めさせていただきます。私は司会進行をさせていただきますことも家庭室の山元と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日は公私何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は2名の委員からご欠席の連絡をいただいております。まだ、お見えでない委員さんもおられますがまもなくお越しになるかと存じます。それでは、まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

(資料確認)

【事務局】当会議では会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承いただきたく存じます。

それでは、大塩市長から皆さまにご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

(市長あいさつ)

【事務局】続きまして、市長より審議会に対し、諮問をさせていただきます。

(諮問)

【事務局】ありがとうございました。それではここで、大塩市長は退席させていただきます。

(市長退席)

【事務局】ただいまから皆さま方に、諮問書の写しをお配りさせていただきます。

本日は、今年度の第1回目の会議で事務局におきましても人事異動等により新たに参加している職員もおりますので、ご紹介いたします。

(事務局紹介)

【事務局】それでは、ここからは高島会長に進行をお願いしたいと思います。高島会長どうぞよろしくお願いたします。

【会長】こんばんは。お忙しい中ご参集くださいましてありがとうございます。今日は議事が一つだけですが、時間があればこれからのことも少しお話できればと思います。では、協議事項の1「川西市男女共同参画条例(仮称)の前文について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】資料1につきましては、昨年度の第3回目男女共同参画審議会における条例前文のキーワード一覧です。それを受けまして委員の皆様から送付いただきました前文案が資料2から5です。追加資料については本日委員の方より提出いただきました。

資料6は委員の皆様から頂いた前文について、事務局の方でまとめたものを事務局案として示させていただきますので読ませていただきます。

「すべての人は個人として尊重され基本的人権が保障されるとともに、法の下で平等であることが日本国憲法でうたわれ、私たちはそれを学び知っています。男女共同参画社会の理念は、この「憲法」の精神を日々のくらしの隅々にまで浸透させ、根づかせるひとつの道筋です。その実現は、同時に、女性に対するあらゆる差別撤廃を掲げ、女性の社会的地位向上に努めている国際的な動きと共にあります。

私たちのまち川西市は、風光明媚な里山など豊かな自然に恵まれた環境の中で、有形、無形の財産を受け継ぎ守ってきました。そして、誰もが幸福な生活を願い、努力を重ね、今日までの発展をとげてきました。

さらに、本市は兵庫県内で初めて「婦人センター」を創設するなど、早くから男女共同参画の推進に取り組んできましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度、慣行が依然として存在しているのが現状です。

また、少子高齢化が加速し人口が減少していく状況において、女性の社会進出の促進が日本経済・地域経済の成長、地域の活力を支える上でますます大きな役割を有することになります。

こうした状況を踏まえ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野「家庭・学校・職場・地域」の活動に参画できると同時に、男女が均等にその成果を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現させることが重要です。

ここに私たちは、多様な価値観や生き方を認め合い、様々な世代・考え方が集い合い、「このまちに住んで良かったと誰もが思える社会」を実現するために、この条例を制定します。」

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

【事務局】一つ提案ですが、資料6の三段落目に「本市は兵庫県内で初めて」という表現を使わせていただいております。会長と事前にご相談をさせていただく中で、県内で初めて婦人センターを設置したことで間違いないかということで、色々と調べておりました。県が作成しております兵庫県の男女共同参画の拠点施設の整備状況などを見ますと、尼崎市が「勤労婦人センター」という名称の施設を昭和49年にオープンされています。実際、そこで受け持っていた業務がどのようなものか調べておりましたが、男女共同参画の意識や言葉もまだない時代での施設かと思えます。ただ、川西市の婦人センターを開設する以前に尼崎市に「勤労婦人センター」という施設があり、婦人という言葉を使っておられる。位置付けが違うとは言いながら、川西市が兵庫県内で初めて「婦人センター」を開設したと言い切ってしまうといいものかという疑問が発生してまいりました。県内で初めてでいいのかと思いつつ婦人という言葉を使っているセンターがすでに開設されていたということを見ると、初めてというのはいかがなものか。そこで提案なのですが、「本市は兵庫県内でいち早く婦人センターを開設するなど、男女共同参画の推進に」という文章でお願いできないかという、ご提案でございます。以上でございます。

【会長】ありがとうございます。昭和49年は厚生労働省が婦人センターを作るように各市に言っているんですね。全国的に見た場合、婦人センターは他の市にもあったんだろうと思います。ですからそれに準ずるような感じで作られているかも知れないし、男女共同参画の理念の基で作られたかどうかはわからなくて、働く婦人を支援するという意味で厚生労働省が主導でやっているんですね。例えば、伊丹市では昭和に建てたそのままの形で婦人・児童センターとして使っていましたので、私は婦人という言葉はやめてくださいと申して、女性に変えていただきました。その時に作った建物を現在も男女共同参画の施設として使っていると。そういう市は他にもあると思います。川西市の婦人センターは男女共同参画の理念の基で作られたかはわかりませんが、その後で女性センターに改名されている。そのようなケースはたくさんありますね。歴史的な過程としてこのようなこともあるということです。ご提案いただいた内容でよろしいかと思います。

【会長】今日は前文についてこれまでに皆さんから出た意見を集約するような形でキーワードをまとめて、それに基づいて皆さんに作文をしていただくということだったんですが、期限までに4名の方と本日2名の方から提出がありました。期限までに提出された4名の意見を組み合わせるような形で事務局が作っていただきました。今日は前文を煮詰めまして、最終的には制定時の原型まで作成したいと思います。意見がありましたらご自由をお願いします。

【委員】前回のことを思い出すと、読みやすいそしてわかりやすいが大きなポイントになるんじゃないかと思いますので、そういった観点から見ていかれたらいいんじゃないかと思います。市が作られたものは、皆さんの意見を咀嚼されているものができるんじゃないかと思いますので、誰が読んでもわかりやすい、子どもが読んでもわかりやすいという観点で見られたらどうかと思います。

【会長】意見の出し方が難しいかもしれませんが、お気付きの点があればお願いします。

【委員】皆さんが出された意見や文章を感動的に読ませてもらったので、本当に全部網羅できればと思っているんですが、今おっしゃられたようにあまり長くなるのはいかがなものかと思うのと、もう一つは事務局がまとめてくださっているような形と、段落ごとに一行隙間が空いているだけで読み方がかなり違うなど。資料3でパラグラフに分けて書かれているように、一行行間があるだけで読み手としてはかなり違うかなと思います。意見として一つは、豊かな里山のことだとか自然の部分があって、有形無形の財産と書かれているのですが、川西市はやっぱ歴史というキーワードは入れておいた方がいいのかなと思います。もう一つは、何度も読み直して「どうかな」と自問自答したところが、資料6事務局案の下から4行目のところ「男女が均等にその成果を享受し」の均等という言葉です。平等という言葉を含め、決められた同じものを共有することみたいな意味づけだけになってしまうと、個性が死んでしまうような気がして、享受はいいのですが均等という言葉が私は少し引っかかりがあるので、この均等という言葉はなくてもいいのではないかと。男女がその成果を享受し、共に責任を負うというところは何も問題ないと思いますが、均等という言葉に少しこだわりがありました。それからもう一つは、最後の行で「住んで良かったと誰もが思える社会」で、「思う」と「実感する」では中身が違ってくると思いますし、みんなが感じられるような形でいけば「実感できる」という言葉の方がいいのではないかと思います。先ほどから川西市では県内でいち早く婦人センターができたり、女性プランを作ったりという部分は資料3で年代も書いていた

だいているのですが、こういった文言は少し入れておいた方がいいのかなと思います。時系列で国が基本法を制定するよりも10年以上前に川西市としてはそういう取り組みを進めてきましたよ、というのは文言の中で出ていてもいいのかなと思いました。

【会長】均等という言葉は、基本法の中の文章なんですね。資料5は私の文章ですが、私は基本法を入れるべきだと思って、そのまま書くと長くなるので短くしましたが、これはその成果を均等に受け取ることができるという訳だから、均等で私は良いと思うんです。平等にとか等しくでもいいんですが、均等に等しくみんな同じ量、質のものをもらうという、そういう物質的な分配で基本法は使っているんだろうと思います。

いくつか出ましたが、わかりやすく書く、行間を空ける、川西市の歴史。提出していただいた中で第1パラグラフや第2パラグラフと書いていただいています、この言葉は削除してもいいですかね。

【委員】もちろんです。

【会長】他にご意見をお願いします。

【委員】事前に出せなかったため、今日追加資料として出させていただきました。全て読ませていただきまして、それぞれ本当に素晴らしいと思ったのですが、特に資料5がすごく雄大というか壮大な感じもしましたし、個性としてはこの資料5が一番出ていると感じました。ですので、それを川西市がどう受け取るか、市民がどう受け取るかにもよるかと思うのですが、この資料5で一番個性が出ているのが4段落目の部分ですが、男女共同参画社会の実現だとか男女共同参画条例は、あくまで男女という性別二元論が基本になっていますが、必ずしも男女という性別だけではなくてそれ以外の人たちも人間として生きる権利や自由に生きることが許される、それが当然なんだというニュアンスがここに出てきていると思います。例えば、女性の賃金が安いだとか母子家庭の貧困だとか女性の若年非正規雇用の就職問題とかを考えると、性別役割分担だとか結婚して人間当たり前なんだというそこがどうしても引っかかってしまうので、個人単位で生きていく、個人が尊重されるっていうポイントがここに出ていると思うんですが、それをどこまで出していくかということだと思うんですね。それを強調することを川西市が好まれるのかどうかということが、ここを出てくるかと思うんです。川西市がまとめられた資料6を見ますと、そこが抜けてしまっているというところがありますが、故意に抜かれているのか気付かずに抜けているのかわからないのですが。最後の2段落はあくまで男女二元論がベースにあって、その中で多様な価値観というように読み取れるので、そうではなく男女だけでないそれ以外の人たちも個人として生きていいということを表に出すのかどうか。ちょっと難しいかもしれませんが、そこが川西市のオリジナリティにもなりえるし、そこまで踏み込むのはというのであれば考えなければいけないと思います。

【会長】事務局はどうでしょうか。

【事務局】今ご指摘いただきました多様な価値観という部分ですが、あえて外したということではないんですが、そこまでの認識がない中でまとめさせていただいたところがございます。今委員の方からご指摘ありましたことについて、委員の皆さまが入れるべきだということであれば検討させ

ていただきたいと思いますので、ご議論いただければと思います。

【会長】その点について他の方はどうでしょうか。

【委員】わかりやすい例を挙げると、アメリカのカリフォルニア州のイメージなんですね。夫婦で法律婚のみを認めるではなくて、事実婚だとか同性愛者だとかそういう人たちも含めて自由な生き方を認める。そういうところが資料5の中には出てきていると思うんです。あと、結婚する人以外の個人として生きる人が実際多いわけで、例えば夫婦二人子ども二人っていうかつての家族像っていうのが今や少数派で、一人暮らしの方が実際に今多いわけで、そういう方たちを含めて個人を尊重する。そういうことを出すことはすごくオリジナリティがある。ただ、個人というのをそこまで出すかどうかということだと思います。

【委員】先ほどの委員からの話を伺ってこの資料6とかを読んだ場合に、個人を表に出すのであれば家庭というどうしても男女二人なり、男同士や女同士という場合が出てくるので、家庭は必要なのではないでしょうか。

【会長】男性と男性が結婚という形をとる、あるいは女性と女性が結婚という形をとるというのは一般化していると思います。

【委員】それはそれで個人の勝手なんですけど、一人世帯の場合でも家庭といえるんですか。

【委員】親子という場合もあるわけですよね。一人親家庭もありますよね。そうすると性別役割分担とかは少し外れますよね。親子であっても家庭なわけで、そこでは性別役割分担は営まれてはいない。なので、家庭もあってもいいと思いますし、資料5や私が提出した追加資料では個人があっても問題はないかと思います。

【委員】家庭を否定しているのではなくて、家庭を持たなければならないという考えではないよという意味で、あること自体を否定しているのではないので。すごく深い話で大事なところで、大事だからこそわかりやすく読むということと非常に難しい話をきれいに入れられたらいいなと思います。しかも男女共同参画条例という名前があって、男でも女でもない第三の性を認めるのかという問題にまで入ってきますし。男女どちらを選択するかも自由で好きに生きていいんだよというメッセージを入れたいんですけど、どうやって入れたらいいのかはものすごく難しい。

【会長】そのあたりを含めてもっともっとわかりやすくですね。

【委員】性自認という言葉を読んですぐにわかる方の割合は、成人を含めて高くはないだろうと思います。

【会長】この頃は毎日のように新聞に出ていますよ。

多様という中にそれを入れないと多様にならない感じはしますね。

【委員】表現に工夫がないかなど。これ以上ないと言われればいいのかもかもしれませんが。主体的に自分の人生を選択することができることの方が、むしろ私は大事なかなと思っていて、子どもが読んで一番掴んでもらいたいメッセージで、そこから初めて他者への尊重が出てくるころだと思おうので。それをどう書いたらいいのかが難しいです。

【委員】誰に向けて書くのか前回も議論になったかと思いますが、直接子どもがこれを読んで理解する必要があるのか。例えば、教師を介するだとか親を介するだとか、そして噛み砕いて伝えるという方法もありますよね。だから、わかりやすいイコールわかりやすくって何もないっていうのもどうなのかなど。

【委員】資料6の1段落目、私が出した資料なども日本国憲法が一番前に出てきて、そこで個人として尊重されるということは明確に書かれている。それは肉体的な性差だとかということ飛び越えてしっかりと個人としてその人の人権をちゃんと尊厳を持って、自分も主張するし相手も認めていくということは全体として書かれていると思うんですね。事務局案には入っていませんが、私もすごく悩みました。とてもまだ市民レベルの中で理解と納得というところでは、肉体的なもの精神的なもの以外のものに対する理解というところでは随分開きがある。これはだから年齢差が大きいと思いますから、アンケート調査の中にも顕著に表れているように年配の方は男女差というのを明確になさることがあるし、色んな教育の場面の中で子どもたちになればなるほどそういった壁が取り払われているところがあると思いますので、目指していくのは男女の違いというのを明確にしていくことというのは大事だと思います。文言として入れておくのも大事だと思います。ただ、条例化という時にどこまで踏み込んでいくのかというところが前回も話題になりましたけども、できるだけ色んな方たちの総意で作っていきましょうというような流れの中で、男女共同参画というだけでも女性の言い分ばかり聞いてというような捉え方がある中で、男性たちの意見もここでもしっかりと出していただいて、そういう文言をどうクリアしていくのかというのは、ここの総意でなっていければと思います。私も家庭だとか職場だとか学校だとかの文言があるのは違和感はないので、個人として尊重されるから一人で暮らさないといけないということは全くありません。二人の社会であろうと百人の社会であろうと個人として尊重されている中でいかに私たちはこれから相手も認め自分も認められて生きていくのかというところを前に出していきたい部分なので、そのところを入れてもいいなと個人的には思うんですが、総意というところでは一人ひとりの委員の方がどう思っているのかというところも大事にして決めていただければと思います。

【委員】資料5が前文としては非常に大きく構えていて、資料6は私たちの意見をわかりやすくまとめたいただいているんですが、読んでいくと言葉、単語、何かわからないけれど少し欠けているなという思いがありました。それをどうまとめるかというところで私もなかなか意見を出しづらかったんですが、資料5の4段落目のあらゆる性差であったり、5段落目の部分では国際社会まで踏み込んで大きく構えているというところでもいいんですけど、わかりやすいという形でいうと資料6の中にどう取り込むか。文書の構成上どうまとめた方がいいのかずっと考えていたんですけど、なかなか難しいなというのが今の実感です。ですが基本のスタンスとして前文は大きく構えて、私たち個人個人が思う男女共同参画という捉え方は個人の視点として大事かもしれませんが、これからの男女共同参画という大きな視点をやっぱり取り込んでいくというスタンスが大事であるし、取り込んでおきたい。個人の視点ではそれぞれの生き方と経験から見えるものは限られると思いますの

で、学識者の方のこれからのことや研究を踏まえた上での文章はすごく貴重であるし格式があると感じます。そういうものを取り込みながら前文を構成して、実際の条文にはそれぞれの主体者ごとの文章となっていくと思います。市民があつて、市があつて、事業者があつてというような謳い方になってくるかと思いますが、前文では大きく構えたスタンスが良いかと思います。資料5の最後の段落ですが、川西市の総合計画について書いていただいています、何年かすると総合計画は変わりますしキャッチフレーズなんかも変わってきますので、ここは割愛していった方がいいかなと思います。委員それぞれの経験や視点からの男女共同参画の捉え方には限界がありますが、そこを超えて踏み込んだ内容を盛り込むことが大事だと思います。

【会長】ありがとうございます。資料5の一番最初の5行は言葉は違いますが他の委員の方も全員触れていますので、こういう問題はひとつのパラグラフとして取り上げることについては異議はないですね。それから川西市のことも皆さん書かれていますね。国際的な問題まで視野を広げてという意識というよりも差別撤廃条約はやっぱり大きな意味があるんですね。女子差別撤廃委員会というのが国連で開かれていまして、そこからいつも日本はなぜ男女共同参画が進まないのかと、色々な問題点を改善しなさいと勧告を受けているんですね。そして、国際的な意識は日本は最下位に近い。こういうことを意識して私たちは作らないといけない。そういうことからこの文言は消せないと思います。それから、川西市のことですけど、先ほどの女性センターがあつたり、基本計画も順調に作られて、そして意識調査でも性別による固定的役割分担の意識に少しずつ変化がみられるということも、みなさん第2パラグラフで触れておられますね。それは書かないといけませんけども、皆さんからご提出いただいた資料の中で第2パラグラフに関してこの言葉は入れたほうがいいのかこの言葉はあまり意味がない言葉だとかというのをお聞きして、後程、市の事務局で検討していただかないといけませんから何かご意見ありますか。

【委員】川西市が風光明媚な里山だとかを前文の中に入れる必要があるのかどうかちょっと疑問に思うところがありまして、たしかに川西市民としてはアイデンティティに関わる部分なので必要と思われるのかもしれませんが、男女共同参画のところから少しはずれますし、これは男女共同参画そのものに直結することではないので、これはむしろ省いて資料3と資料5の折衷案として私が作らせていただいた追加資料のように、やっぱり男女共同参画条例からあまり離れないで、ただ川西市がこれだけやってきたということを出した方が意味はあると思いました。資料3の部分で川西市は何々されてきたという受動態になっているんですけど、これは川西市が実際やってきたことなので能動態に変えた方がいいのかなと思います。

【委員】私は資料4を書きましたが、誰もがわかるように、考えて文章を読むのではなくさりと読める方がいいかなと思ったんです。条例を作ってその後どのように市民に浸透させるかが、大事だと思うんですよ。作るのが目的でなくて、これを各職場や各家庭でどのように浸透させるか、活用するかが大事かなと思うので、誰もが引き込まれやすい文章や内容がいいかなという思いはあります。

【会長】前文はわかりやすくは第一条件ですが、自然の環境や風景は控えておいてもいいかなという思いはあつても、前文は何かやっぱりこんな問題があるんだみたいな驚きがあつてもいいのかなと。ただその驚きを伝えられる言葉でと思うんですが、やっぱり日常の言葉が羅列しているだけで

は、インパクトがない。そのための前文じゃないかなと思いますね。

【委員】資料4に上手く書かれたなと思ったのは、そのかげに人権にかかわる深刻な社会問題や家族問題が取られるため浮いてしまっていて、それを入れると意味のない風景でなくて男女共同参画にも関わると思うのでいいなと思うんですが、ただ全体の分量の問題とか先ほど言われた主体的に自分の人生を選ぶというメッセージを入れるみたいなことを二つ入れるとややこしくなるかと。自然の話を書くと浮いてしまうなど。上手に人権に絡めて書くとうまく流れるんですが、それをするのと逆に話が浮くのかなと。みなさんの意見を聞きたいのですが、前文にここまで書く方がいいのかどうか。好みの問題かもしれませんが書くんだったら、自然環境より歴史の方がいいかなと思うんですが。ぼやけないような前文でいうと、あまりそこにこだわらないでいち早く活動していましたぐらいでいいのかなと思います。

【委員】私も自然環境を書きたいのではなくて、その中でみんなが生きてきた、頑張っって生活してきたということを表したいという意味を含ませたいと思って書きました。やっぱり歴史があるわけですから、今の生活は過去の人たちのおかげであるというようなことも含めたうえで、そういう深刻な問題もあったということを表したかったんです。

【会長】そのかげで人権にかかわるという文章は、市がまとめられた資料6の性別による固定的役割分担という文章の方が抵抗ないですね。自然の後に書かれているので、ものすごく暗さと重さを感じます。だからむしろ市は一般的な言葉で書いておられる。まだ意識や慣行が残っているという書き方でいいのではないのでしょうか。

【委員】資料6の「性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度、慣行が依然として存在しているのが現状です」だと、いかに性別による固定的な役割分担意識が家庭やDVに関わる問題、男性は稼いでいるけど女性はそうではない、また結婚していない男性や女性が生きづらいだとかそのような様々な問題を生んでいるので、これこそが問題なんだというのがこれではちょっと弱い気がします。存在しているのが現状ですから、それが問題ですとは言っていないわけですね。だからさっと流れてしまう。そこはもっと踏み込んで強く言ってもいいんじゃないかなと思います。そういう意味では資料5や私の追加資料で書いている「わたしたちは、男性、女性の性別やそれに基づく性別役割分担を偏重する世界を」という偏って重んじているという、そこが問題なんだと出したんですけど。表現はどうかあれ、それは問題なんだということを出さないといけないと強く思います。

【会長】男女共同参画の問題も社会が急速に変化している今、その表れ方が随分深刻になっている気がします。今出ました自然環境だとか歴史とかは、全体の分量からいってもそこを持ってきたら浮いてしまうかなというのがあって、省略してもいいのかなというご意見も出ています。

【委員】どの案も素晴らしいんですけど、個人的には追加資料が完璧に見えるんです。第1段落で男女共同参画の理念を謳って、第2段落では川西の自然などのぼやとしたものでなくちゃんと歴史を語って、次の第3段落では男女共同参画社会の目標、指針のようなものを入れて、第4段落で未来を語っている。そんなに長くなくて、コンパクトに大事なところを書いてらっしゃるので前文

だったらこれぐらいの量の方が読みやすいし、しかも大事なことは全部書かれているので、いいなと思います。先ほど個人だとどうだと私が言いましたが、資料6で『家庭・学校・職場・地域』の活動に参画できると同時に」というこの言葉があったので、これだとやっぱり限定されてしまうからこういったことを書かなくても「あらゆる社会の活動に参画できる」で十分じゃないかなと思ったんです。

【委員】他市の条例を読ませていただいた時に、前文を読んでもわかりにくくて、文章が長くてどこが主語でどこが述語かがわからないというような感じがはっきり言ってしました。ですから、子どもがわかるようにとは言いませんが、読んでスッと頭に入ってくるレベルの文章でないといけません。いいんじゃないかと思います。

【委員】起承転結含めて、私も追加資料がいいなと思います。読みやすさでいうと読みやすいんですが、一番大事ところの最後4行の内容がやっぱり私は読みにくいです。性自認という言葉だけを行っているのではなくて、第4段落の上の3行はわかりやすいですね。内容的に頭に入らない文章ではないんですが、最後の4行は読んで意味がわかると言われると難しいと思います。じゃあ簡単な言葉にしたら伝えられるんですかと言われるとそれも難しいと思いますが、これはあった方がいいと思います。

【会長】あった方がいいのであれば、書き方や言葉を考えないといけませんね。性的マイノリティの部分は市のまとめた資料6では触れていませんよね。市の方針としては書かないということですか。

【事務局】あまり詳しくということではなく、多様な価値観や生き方というところで包含されているかなという認識でいました。

【委員】私もそう思います。多様な価値観や生き方の中に入っていると思いますけどね。

【委員】そんなことはないと思います。性的マイノリティの方々から見れば、まず男女共同参画というところで、いわゆる男と女の共同社会の話だなと。これぐらいでいいだろうということは通らない。もし盛り込むのであれば、こちらの方がちょっと過敏すぎるぐらいに盛り込む必要があると思います。性的マイノリティの方だとか性同一性障がいの方々から見ると、「共に責任を担う男女共同参画社会を実現させることが重要です」「ここにわたしたちは、多様な価値観や生き方を認め合い」ということから、あくまで男女二元論の中での多様な価値観というように捉えられると思いますね。私自身、性的マイノリティの方々の分科会とかに出たことがあるんですけど、私たちがこれぐらいでいいだろうと思っていることが、それでいいとはならない。

【委員】そうすると男女共同参画条例という文言自体が問題になってくるのではないですか。

【委員】本当はそうなんですけども、だからこそ一文でもあなた方の生き方も大切だし認めていこうという姿勢は示す必要があるのではないかという気はします。

【会長】ジェンダーフリーという概念がそこまで拡大したということですね。

【委員】最近の最高裁判例でも、女性が男性に性転換し戸籍も男性になった方と女性の間の子どもが嫡出推定を受けるかどうかについて、高裁は非常に保守的な判断を下したが、最高裁ははねました。今の世の中の性的な意識や問題点を考えてやや保守的に転びがちな最高裁ですら、そのような判断をする中で、根本は主体的に人生を選んでいいんだと。人間本来自由なんだということがあって、初めて差別がなくなるので、そこに一番性的マイノリティの問題がかかってくるので、その方々の気持ちを意識してというよりも差別という部分の根本に関わる問題なので、できたらわかりやすくきれいに拾いたい。難しいとは思いますが。

【会長】そここのところは宿題で事務局に考えいただくということで。

【委員】性的マイノリティの問題は、非常に重要だと思います。実際にどこまで広がるかという個人がネットだとすぐ世界に繋がる時代ですから、川西市の男女共同参画条例があらゆる個人の視点から耐えうるものでありたい。これは作る以上あります。実際には、マイノリティや障がい者の中での政策の問題が発生していて、非常に問題が細分化、複雑化しているのが現代ですよ。その中でこの条例を構えるということは、市として非常に責任の重い段階ですし、私たち審議員は突き詰めて考えたいと思います。資料6は私たちが前回議論した内容は網羅されています。ただし、わかりやすさと薄さというものがどうしても否めない。なので、皆さんの資料をうまく盛り込みたいと思うんですが、実際文章にすると難しい。これが現状だと思います。これからの川西の未来に向けて発信する以上は、あらゆることを盛り込んで、底に沈んでいるものがちゃんと読み取れる、解説するうちにそれが表現できるという構図になっていけばいいんじゃないかなと思いますので、完全な解説した文章というよりも、わかりにくさと曖昧さがひょっとすると出るかもしれないが、そこをきちっと解説できる別の文書補助というようなものがあれば、色んなことが盛り込めると思いますので、皆さんの意見を出し切った形でなんとかできないかなと思います。

【委員】例えばどちらがわかりやすいかという話なのですが、「今日、自らの性自認に基づく多様な生き方が国の内外で市民権を確得しつつある時代」。ここから最初の「男女ともに、あるいは性別にかかわらず、自らの尊厳に気づき、主体的に自分の人生を選ぶことができ、それを前向きに生きてゆける社会、誰もが生きづらさから解放され、人間らしく、心身共に健やかにくらせる社会」というようにすると、性自認という難しい言葉があるものの、全体としてはちょっとわかりやすくなるのかなと。その後の3行はもしかしたら事務局案の方がわかりやすいのかもしれない。わかりやすく入れるならこういうやり方もあるのかなと思います。

【委員】追加資料の下線を引いているところでのキーワードは、性自認、男性女性の性別、それに基づく性別役割分担を偏重する世界を問題視するという3つ。これらを外さない形で文章がやわらかくなればよいということですね。

【委員】男女ともにという表現を、性別にかかわらずという表現にしてみるのか。性別役割分担を偏重する社会はまた別建てでわかりやすい文章があり得るかなと。

【会長】性別を強調して男女という性別なんですよ。今は二重で生きている人もいますからね。

【委員】そのセットは必要だと思いますね。男性女性の性別やそれに基づく性別役割分担が問題であれば外さないで。

【会長】その前段階として自らの尊厳に気づきという文が私は一番大切だと思います。多様な生き方とかだと、自分勝手でもいいようなニュアンスも出てくるんですよ。そうではなくて、自分が主体になって自分の人生を選んで責任を持って生きるという子どもを育てないといけないわけですよ。

それでは、あと2つパラグラフがあります。前回、経済の問題がお二人から出て、女性の活性化を安倍首相が一生懸命やっていますけど、女性がどのように使われるかが非常に問題がある。そのところの部分を5番目のパラグラフで書いて、経済の再生というとなんな雇われ方を女性がするのか。非正規雇用だとか期限付きの労働者とか、そんな雇われ方をしても男女共同参画には何の役にも立たない。そこに男女共同参画の理念がないといけない。国際的には非常に恥をかいている日本なので、政治・経済・文化あらゆる分野において社会が成熟しないとイケない。差別のない市場経済を作らないといけないとか当たり前のことなんです。だけど文化的に恥があると何にもならないと思いますね。最後は、こういう意図を持って制定しますと皆さんそれぞれの思いがあって書いてらっしゃると思います。

これだけは言うておかないととか、これだけは入れてほしいとかありますか。

【委員】川西市の歴史、文化、自然は入れておくべきだと思います。そうすることで市民が実感を持って男女共同参画条例が読めるのではないかと思うので、何らかの形で残したいと考えます。

【会長】具体的に男女共同参画の歩みというものなんですか。そうではなく川西市の歴史ですか。

【委員】川西市が取り組んできた政策的な男女共同参画の歩みもそうですし、市民のアイデンティティに関わる歴史、自然などもですね。

【会長】歴史というのは具体的に歴史の中で一番書いておきたいところは何ですか。

【委員】風光明媚な里山という表現ですね。自然をイメージできるような、そしてその自然が昔から続いてきたものであるということをこの表現で出せるのかなと。あと、会長が言われた女性の自立など経済の部分も外せないと思います。性的マイノリティや色んな障がいを持った方やあらゆる個人が含まれた文言、イメージできるような文言は入れたいと思います。

【委員】先ほど委員がおっしゃられた川西市の自然だとかを入れるのであれば、私は一番最後だと思うんですね。堅いトーンできているのに、途中でそれを入れるとガクッとやわらかくなってしまふ。やはり文章の流れとかは気を付ける必要があると思います。あと、性自認に関してピンとこないとかそれは必要なのかと思っておられる方がいると思うのでお伝えいたしますが、性自認というのは身体は男だ、自分も男だ、多くの方はそれが当たり前だからそれを問題にもしない。そうじ

やない人は、おかしいや変わっていると思いがちですが、そういう方々は自分でそれを選んでるわけではなくて、気が付いたらそうなので、本人の意思とは関係ないんですね。だから、それをおかしいだとか変わってると考えるのが問題なんです。あと男で男が好きだとか、女で女が好きだとかもおかしいと考える人が多いかと思いますが、それも気が付いたらそうだったので意思とは全く関係ないんですね。だから、性同一性障がいや同性愛者の方をおかしいだとか捉えること自体が問題なわけで、そこを通っていく必要があると思います。これを理解しようとするのであれば。

【委員】私が文章を考えた時は、そういうことは全く頭になく考えていますので、それを考えてまた文章を考えるとまた違うものができると思います。

【委員】風光明媚な里山という川西市の自然の部分ですが、先祖代々川西市民として生きてこれているという方、まだ川西市民になってまだ浅いという方が住んでいるということは、ある意味川西市民としてのアイデンティティだと思います。その特徴ある街としてこの男女共同参画の条例を作るという取り組みとしての、文言としてはあってもいいのかなと思います。前文として長い短いとか、年代はここになくてもいいのかなと。違う場所にあってもいいのかなと思いつつ、でも川西市はその歩みの中でこういうことをアイデンティティを持った市民と一緒に作ってきましたよという歴史は、川西市独自のものなのでしっかり残していてもいいんじゃないかなと思います。この文言があるからやわらかくなるということではなく、それが川西市の独自のものであるみたいな捉え方で入れさせてもらっています。そこで培ってきた男女共同参画の自分の今の意識というのが、川西市で育ち川西市で教育を受けてきた人はまたそれを受けている。それは歴史的な経過の中で個々人がそれぞれの影響を受けているという中で、今スタートしていますよという位置付けで捉えています。前文として必要なのは、まだクエスチョンなどところがあるので、あまり長く前文があるのはどうかなと思うので、整理してもらったらと思います。もう一つは経済だけでなく、政治・社会・文化全般というすべての生活の中でそういう生き方を自分の中でしっかりと表現もできるし、受け入れてもらえるようなところで、川西市は政治的分野や社会的地位について男女差の大きい街なので、現状を表す部分で言えばそういう経済だけではなくて、そういう文言も入っていてもいいのかなと思います。

【会長】ありがとうございました。それでは、前文ばかりに時間をとる訳にもいきませんから、事務局はどのようにまとめていきますか。何かご提案がありましたら。

【事務局】本日もたくさんのご意見いただきありがとうございました。全ての意見を盛り込めればいいのですが、難しいところもあると思いますので、できましたら今後、事務局と会長でまとめさせていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【会長】事務局と会長に一任ということですがいかがですか。

【委員】事務局にまとめていただいてそれをまた検討するんですか。

【会長】いいえ、条例を作った後にもう一度読み直せばいいと思います。

【事務局】今年度6回程度審議会を開く予定をしております、本日は1回目となりますので前文に対してまだご意見をいただくことができるかと思えます。できましたら次回も今日お出しいただきました意見をさらに反映したものでもう一度ご議論いただければと思えますがいかがでしょうか。

【会長】条例の本文で時間が掛かると思えますよ。

【事務局】前文と条例の本文と並行する形で、前文だけでということはもうないかと思えます。次回は前文に一時間ぐらいで議論をしていただければと思えますが。

【会長】本日色々な意見が出ましたが、お一人おひとりの頭や心の中で成熟していくには、それなりの時間が掛かると思えますが、事務局がそれでいいとおっしゃるのであればもう一回してもいいとは思えます。

【委員】前文はあくまで前文なので、もし検討するなら一番最後にしたらどうですか。今考えていたことと、事務局と会長でまとめていただいた素案を見た時に、あの時こんなことを考えていたのかと思いでして検討するのがいいと思えます。

【会長】色々な条例を学ぶ中でこういうことなのかと気付くこともあるかと思えます。次回は条例の本文に入っていったらどうですか。

【事務局】ご提案いただきましたように前文は会長と事務局でまとめさせていただき、最終の段階でみなさんにお示しさせていただきたいと思えます。

【会長】それでは、次回の審議会の議題である条文の構成について説明をお願いいたします。

【事務局】昨年度の審議会において、委員の皆様にお示ししました阪神間、尼崎市、宝塚市、芦屋市の3市やこの数年の間に男女共同参画条例を制定した他市の条例を参考に条文の構成について主に規定されている項目について挙げさせていただいております。

簡単にご説明いたします。

まず、本日もご審議いただきました前文から始まり、1は男女共同参画を制定する目的について、2は条例の中で用いられる用語について、男女共同参画、市民、事業者等、セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス等の意味を説明します。この定義につきましては、条文が増えて用語の意味を定義する必要がある場合は、合わせてこの条文の内容も変更となります。

3は市の基本理念について4、5、6は市、市民、事業者等の責務について7は性別による差別的取り扱いの禁止について8は公衆に表示する情報への配慮について記載します。

この1から8までは全体に共通して適用される根本となる総則として構成しています。

9からは実際の施策に対して決められている部分で、まず、男女共同参画の基本的な計画を定めることについて、川西市では平成5年から策定している男女共同参画プランがこれに該当します。

10の報告書の作成については、本市も毎年プランの進捗状況、取り組み実績をまとめたものを審議会で報告し、ホームページにおいても報告書を公開しております。

11の市民の意識を定期的に把握するための調査研究についてですが、直近では、平成24年3

月に行いました男女共同参画に関する市民意識調査がこれに該当します。

12は施策の策定・実施の際に男女共同参画の推進に配慮することについて、13は市の広報活動の必要性について、14は情報提供や講演会の案内等活動への支援についてですが、この13、14についても市の広報誌や男女共同参画センターが発行している男女共同参画ニュースレターのホップ、また市民企画員の方や市で企画する講演会、センターが実施している各講演会、講座、イベント、また講演会などの各種の案内などが該当すると思います。

15は教育における男女共同参画を推進するための学習機会の充実、これは学校教育だけでなく、社会教育などさまざまな教育活動のなかで行われることを推進していくことがこれに該当します。

16の男女共同参画の拠点施設については拠点施設を整備しますという規定の書き方と、本市の場合は男女共同参画センターがこれに該当しますが、実際に整備している施設をこの条文の中で拠点施設として明記する2通りの書き方があります。

17の苦情及び相談への対応については、男女共同参画に関する施策への苦情や差別的取扱いに対する相談対応について、市によっては具体的に決めているところもあります。

最後の18は雑則規定で条例の施行を別に規則で定めていたり、別に市長が定めることを主に明記しています。

以上が条文の主な規定項目についての説明となります。

【会長】ありがとうございました。次回から条文の構成の内容について審議していく予定ですので、他市の条例等を参考に考えていただきたいと思います。それでは、次回の日程を決めるのですか。

【事務局】次回の審議会は、7月上旬から中旬頃で予定をしております。内容といたしましては、先ほどお配りをさせていただきました条例の条文について、具体的にご協議いただきたいと考えております。事務局としましては、案としてまとめたものをお示しさせていただこうかと思いますがいかがでしょうか。

【会長】それで結構です、よろしく申し上げます。それでは、司会を事務局へお返しいたします。

【事務局】本日は、熱心なご議論をいただきありがとうございました。次回は7月上旬から中旬頃の間で調整をさせていただき、改めましてご案内を送付させていただきたいと考えております。次回は条例の条文について事務局の方から素案をお示しさせていただき、それについてご協議をいただくという形で考えております。本日ご議論いただきました前文につきましては、ご意見の内容を踏まえ、会長とご協議させていただいた上で、修正案としてまとめ上げをさせていただき、一定の間を空けて条文の中身の議論が一段落ついた時に、改めてご協議をいただくという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。それでは以上をもちまして本日の川西市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。